

弥生町三丁目周辺地区防災まちづくりの進捗状況について

1 主な経緯等

弥生町三丁目周辺地区は、平成 25 年度に東京都により不燃化特区の指定を受け、不燃領域率 70%達成を目標に防災まちづくりを進めている。この中で、平成 25 年度～30 年度にかけて、区は東京都より都営川島町アパート跡地を取得した上で避難道路 5 号、6 号及び防災機能を備えた川島公園を整備し、令和 4 年度には地区の一部、都営川島町アパート跡地のみに適用していた地区計画区域を地区全体に拡大した。また、接道不良敷地の解消に向け、弥生町二丁目 19 番地区防災街区整備事業（以下「防災街区整備事業」という。）を令和 5 年度に都市計画決定した上で、現在事業を進めている。

2 避難道路整備及び無電柱化について

弥生町三丁目周辺地区で取り組んでいる避難道路整備及び無電柱化の進捗について報告する。なお、道路拡幅及び無電柱化の工事は、道路建設課で実施している。

- ・避難道路 1 号の道路拡幅に伴う用地は取得済みであり、令和 8 年度に避難道路整備及び無電柱化が完了する予定である。
- ・避難道路 2 号は現道での無電柱化が完了した。
- ・避難道路 5 号及び 6 号は道路整備が完了し、今後無電柱化を進める予定である。
- ・避難道路 7 号は現道での無電柱化に向けた工事を進める予定である。



避難道路 2 号の無電柱化状況（左：実施前、右：実施後）

3 防災街区整備事業について

防災街区整備事業は、令和 6 年度に東京都より組合の設立認可がされた。その後、参加組合員の名称や事業施行期間等に変更が生じたことから、定款及び事業計画の変更を行うため、当該組合理事長から令和 7 年 4 月 28 日付けで東京都に対し変更認可の申請を行い、令和 7 年 6 月 9 日付けで変更認可がされた。

事業施行期間（変更前）	事業施行期間（変更後）
令和 6 年 8 月 6 日から令和 10 年 12 月まで	令和 6 年 8 月 6 日から令和 11 年 6 月まで

現在、参加組合員を中心に防災街区整備事業に係る権利変換計画認可や防災施設建築物の建築着工に向けた手続を進めている。

4 今後の予定

令和 7 年度	防災街区整備事業に係る権利変換計画認可 避難道路 1 号及び 7 号の無電柱化に係る工事
令和 8 年度	防災街区整備事業に係る共同住宅等の建設工事 避難道路 1 号の避難道路整備及び無電柱化の完了 避難道路 7 号の無電柱化に係る工事（継続）
令和 9 年度以降	防災街区整備事業の完了

■地区計画 計画概要図

